

3. 個人番号カードを受け取ります

平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備ができたことを知らせるハガキ（交付通知書）が届きます。下記の書類を持参のうえ役場の窓口でお受け取りください。

- 受取窓口は下記のとおりといたします。ご協力をお願いします。

中山地区の方・・・中山支所 地籍調査課総合窓口室

名和地区の方・・・本庁 住民生活課

大山地区の方・・・大山支所 建設課総合窓口室

- 持参する書類

①個人番号カード申請後に届くハガキ（交付通知書）

②通知カード

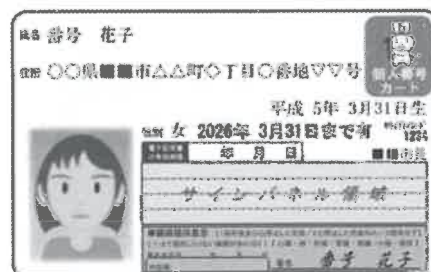
③本人確認書類（運転免許証など、顔写真付のもの1点。または
保険証・年金手帳・預金通帳など2点）

④住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※②④は回収します。

- 暗証番号を決めて来庁してください。

個人番号カード



個人番号カードはこんな時に使います。

- ・e-Tax等の電子申請等が行える電子証明が標準搭載されています。確定申告などに使えます。ただし、必要ない方は搭載しないこともできます。
- ・マイナンバーを記載した書類を提出する際に提示が必要です。
- ・本人確認書類として使えます。
- ・住所や氏の変更などをする時には、変更内容の記載が必要です。届出の際にご持参ください。

※紛失等での再発行には、手数料が必要です。

※すでにお持ちの住基カードは有効期限までは利用できます。ただし、個人番号カードの交付を受けるときには、重複所持はできないため返却が必要です。

※「個人番号カード」の有効期限は、20歳以上の人は10年、20歳未満の人は容姿の変化を考慮し5年です。

気を付けましょう！

- マイナンバーは、漏えいして不正に使われるおそれがない限り、一生涯変更されません。通知カード・個人番号カードは、紛失しないようにしましょう。
- マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。
通知前にマイナンバー制度関係で行政機関等から、手続きを求めることはありません。

■通知カード・個人番号カードの受取・申請に関する問い合わせ
住民生活課 0859-54-5210

■番号制度に関する問い合わせ

社会保険・税番号制度に関するコールセンター

【営業時間】平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

【日本語窓口】0570-20-0178 【外国語（英語）対応】0570-20-0291

